

【公益信託認可ガイドライン案イメージ】

第6章 監督

第6章 監督	1
第1節 監督の基本方針	1
第1 監督の目的	1
第2 監督の基本的考え方	1
第2節 定期提出書類の確認	4
第3節 報告徴収の実施方針(公益信託法第28条)	5
第1 報告徴収の趣旨	5
第2 報告徴収の実施方針	6
第3 報告徴収結果の処理	7
第4節 立入検査の実施指針(公益信託法第28条)	7
第1 立入検査の趣旨	7
第2 重点検査	8
第3 点検調査	8
第4 立入検査の手続きについて	9
第5節 監督処分等の適用方針(公益信託法第29条・第30条)	9
第1 監督処分等の趣旨	9
第2 監督処分等の適用方針	10

第6章 監督

第1節 監督の基本方針

第1 監督の目的

- 公益信託は、法令に基づき、必要なガバナンスを確保し、情報開示等を行う仕組みの下で、信託財産を活用して公益事務のみを行う存在¹であり、行政庁から公益信託として認可を受け、行政庁の監督の下に置かれる中で、「公益」を名乗り社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けるなど広く社会的なサポートを受けることとなる。
- 行政庁が行う監督は、法令で明確に定められた要件に基づき、公益信託認可の基準適合性等を確保する観点から行うものであり、委託者の意思に沿った、即ち公益信託の目的に沿った公益信託事務の適正な処理は、その自律的なガバナンスの下で確保されるべきものである。仮に、受託者による公益信託事務の処理に問題があった場合には、信託管理人（及び委託者等）は、その権限（訴訟行為を含む）を適切に行使して公益信託の適正な運営を確保する義務を有していると言える。
- 公益信託制度においては、法令及び信託行為において、公益事務の内容に応じた自律的なガバナンスを確保するとともに、情報開示の徹底を図り、国民によるチェック機能や公益信託関係者による自浄作用が確保されるようにしている。
- しかし、このような措置によっても、公益信託制度の悪用や不適切な運営が行われる可能性は排除できない。不適切な公益信託が存在し続けることは、公益信託制度に対する国民の信頼を失わせることになるため、公益信託の自律的なガバナンスを尊重しつつも、最後の防波堤である行政による監督の果たす役割は重要である。
- 以上を踏まえ、公益信託制度の適正な運営及び公益信託制度への信頼確保を図り、最終的には「公益の増進及び活力ある社会」を実現するため、適切に、公益信託の監督を行う。

第2 監督の基本的考え方

- 公益法人制度においては、令和6年の制度改正において、財務規律の柔軟化・行政手続の

¹ 公益信託は、契約であり、法人格を持たないが、独立した財産を有し、受託者とは別の意思決定の枠組み（信託管理人の関与等）を有している。このため、委託者及び受託者を含む枠組みを、疑似的に人格を有する「存在」として取扱い、本章においても、「公益信託の運営」という用語を使用している。

公益信託事務を実際に処理するのは受託者であるため、法律上は、受託者による「公益信託事務の適正な処理（公益信託法第28条第1項）であり、監督上の措置の名宛人は受託者に限られているが、公益信託の監督に当たっては、信託管理人や委託者を含めて公益信託の運用状況を視野に入れつつ、受託者に対する権限行使することになる。

簡素化により、法人の経営判断で柔軟・機動的な事業展開を可能とする一方、法人のガバナンスの強化を図るとともに、開示情報の拡大等により法人の説明責任の強化を図るとともに、「事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェック」を行うこととされた。

- 公益信託制度は、令和6年の公益法人制度改正を踏まえたものであり、監督についても、基本的に、公益法人制度における取組と同様の考え方で行うことが想定されている。
- すなわち、公益信託のガバナンスが確保され、情報が適切に開示されて国民や寄附者等のステークホルダーが公益信託の実態を把握できることを前提に、仮に問題が発生したとしても、公益信託の自律的なガバナンスを尊重し、国民によるチェック機能と公益信託の自浄作用により公益信託の適正な運営を確保することを第一に考え、それでもなお適正な運営が確保されない場合に、公益信託制度の信頼性を確保するために、行政庁が実効性の高い監督措置を講ずることを、監督の基本的な考え方とする。

（実態の把握）

- 行政庁は、公益信託認可等の審査、定期提出書類等の確認、点検調査（第6章第4節参照）、外部からの情報提供等、日ごろから各種機会を活用して公益信託の実態の把握に努める。
- 受託者、信託管理人等の公益信託事務以外の業務（公益事務と一体的に実施されるものを除く。）については、行政庁による監督の対象ではないが、財務の状況やコンプライアンス確保等の状況は、受託者の経理的基礎及び技術的能力、信託管理人の監督能力等が確保されているか否かを判断する上で重要な要素となる。したがって、受託者における財務状況の急激な悪化や、受託者や信託管理人における重大な法令違反等についても適切に把握することが求められる。
- 受託者、信託管理人等に監督官庁があるときは、公益信託の実態把握及び監督上の措置の検討に当たり、当該監督官庁と適切に連携を図るものとする。
- 公益信託の適正な運営を確保する上で、外部情報の活用は極めて重要である。
情報提供があった場合には、公益認定等ガイドライン第6章第5節に準じて、秘密保護及び個人情報保護の徹底を図るとともに、情報提供の内容等に応じて適切に対応する必要がある。

（実態把握の結果を受けた対応）

- 実態把握の結果、公益信託のガバナンスが確保されており、十分な情報開示がなされていると認められる場合には、当該公益信託については、定期提出書類の確認等で仮に問題が発見された場合であっても、行政庁が直ちに監督処分等を想定して報告徴収等を行うことはせず、まずは公益信託のガバナンスによる自主的な問題解消を見守る等、公益信託のガバナンスを尊重した監督等を実施する。これにより、公益信託関係者による自主的なガバナンス確保及び情報公開の徹底を促す。

- 実態把握の結果、公益信託のガバナンスが確保されているか疑義がある場合や、情報開示が不十分と疑われる場合等には、行政庁は、必要に応じ監督処分等の検討又は報告徴収・立入検査による事実関係の確認を行う(公益信託法第28条)。

報告徴収や立入検査は、法令等で定められた要件・手続に基づいて行う。また、是正・改善を求める指摘や報告徴収・立入検査による事実関係の確認は、これらが監督処分等の端緒として行われることを踏まえ、監督の最終的な目的(公益の増進及び活力ある社会の実現)に照らして必要な限度にとどめる。

- 他方、不適切な事態の発生に対して公益信託のガバナンスの中で改善を図っている旨、受託者や信託管理人等からの報告があり、客観的にも改善の事実が認められるような場合には、事案の重大性その他特段の事情がない限り、既に判明している事実について重ねて報告徴収・立入検査による事実関係の確認を行うことはしない。
- 報告徴収・立入検査の対象は受託者であって、信託管理人は対象外であるが、信託管理人による任意の協力を前提とした事情聴取等の事実確認等を行うことはある。信託管理人が、法令(信託行為を含む)に定められた義務を果たしておらず、受託者を監督する能力を有していないと判断される時には、監督処分等を行うことがあり得る。
- 実態把握や報告徴収・立入検査等により公益信託認可の基準に適合していない等、公益信託認可の取消し事由に該当すると疑うに足る相当の根拠を得た場合は、速やかに勧告を行うとともにその内容を公表する。受託者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命令し、その旨を公示する。勧告及び命令は、法令等で定められた要件・手続に基づいて行う(公益信託法第29条)。
- 命令によっても必要な措置が講じられなかった場合や、公益信託認可の基準に適合しておらず、かつその状態を放置することが公益認可制度への信頼確保に悪影響を及ぼすと考えられる場合等は、速やかに公益信託認可を取り消し、その旨を公示する(公益信託法第30条)。
- 実態把握や報告徴収・立入検査等により、公益信託が欠格事由に該当していることが明白である等、公益信託法第30条第1項各号に該当する場合には、直ちに公益信託認可の取消しの手続に入る。公益信託認可の取消しは、法令等で定められた要件・手続に基づいて行う。
- 法律に規定する監督処分等の要件に該当すると認められる場合は、いたずらに指導や報告徴収等を繰り返すのではなく、法律に基づき、監督処分等を迅速・厳正に行う。

なお、適切な情報開示は公益信託のガバナンスを尊重する大前提であり、適切な情報開示が実施されていない公益信託については、自律的なガバナンスの確保が十分でないことから、必要な監督処分等を講ずるものとする。

(複数の公益信託の受託者等である場合)

- 公益信託においては、一の受託者が複数の公益信託を受託することや、一の信託管理人が複数の公益信託の信託管理人となることも想定される。この場合、ある公益信託において問題が生じた場合には、当該受託者又は当該信託管理人が受託又は監督する他の公益信託についても、問題がある可能性がある。このため、行政庁が異なる場合を含め、適切に情報共有を行うことが求められる。

（内閣府の取組）

- 内閣府は、本ガイドラインを作成し、公益信託関係者が公益信託制度を容易に理解できるよう周知を図るとともに、受託者等の要望に応じた助言を行うことなどにより、各公益信託の取組を支援することとしている。あわせて、内閣府は、監督に係る透明性確保及び予見可能性の向上のため、行った監督処分等の内容を整理し、一覧性をもって公表することとしている。

第2節 定期提出書類の確認

- 事業計画書、信託概況報告を始めとする定期提出書類は、受託者の責任において書類を作成し、原則、信託管理人の承認を得て提出することが求められるものであり、定期提出書類の内容は、それ自体が受託者等の制度理解及び公益信託のガバナンスの実情を示すものと言える。
- 定期提出書類が提出された場合は、速やかに確認を行い、記入漏れや明白な誤り等があれば事実上の行為として指摘を行う。しかしながら、受託者等の責任において作成すべき文書の記載内容について、行政庁が細かく指導することは行わない。なお、「事実上の行為」とは、行政処分に当たらない行為という趣旨であり、あくまで受託者による任意の協力を前提とするものであることに留意する。
- 次の情報について、ホームページにおいて公表されている場合は、定期提出書類として改めて提出することとはされていない（公益信託規則第40条第3項で準用する第2条第4項）ので、ホームページを確認する。
 - 1 受託者が法人である場合における
 - ・ 理事、取締役、監事、監査役の数その他の役員に関する状況
 - ・ 貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況
 - ・ 職員又は従業員の数その他の状況
 - ・ 寄附行為、定款、規則その他の基本約款に関する事項
 - 2 受託者が個人である場合における当該者の職業に関する事項
- 二以上の公益信託を引き受ける受託者が、定期提出書類（受託者に係るものに限る。）を一の公益信託の行政庁に提出したときは、当該提出に係る書類をもって、他の公益信託の行政

庁に提出すべき書類に代えることができるとされおり、行政庁間で当該書類は共有されることになる(公益信託規則第49条第3項で準用する第2条第5項)。

上記の場合における定期提出書類の確認に当たっては、行政庁毎にバラバラの指摘が行われることがないよう、確認事項がある場合には、主担当の行政庁から連絡を行うものとする。

- 定期提出書類の提出がない公益信託や、必要な事項の未記載や重大な誤りがある公益信託は、情報開示の適正性を欠き、法令遵守が徹底されていないと認められることから、経理的基礎や技術的能力の欠如が疑われるとして、速やかに監督処分等を行う。
- 定期提出書類の確認において、その公益事務の実態に疑義がある場合は、まずは、事実上の行為として確認を行う。それによっても疑義が解消されない場合は、報告徴収や立入検査等によって法人の実態を確認する。なお、疑義の程度や問題の重大性・切迫性によっては、速やかに報告徴収や立入検査を行うことも妨げない。

第3節 報告徴収の実施方針(公益信託法第28条)

第1 報告徴収の趣旨

- 行政庁及び公益認定等委員会(各都道府県設置の合議制機関)は、公益信託事務の適正な処理を確保するため、公益信託認可等の審査、定期提出書類等の確認、点検調査、外部からの情報提供等、日ごろから各種機会を活用して受託者の実態把握に努めることとしているが、このような実態把握の手法だけでは更なる監督上の措置の必要性を判断するために必要な事実を把握できないことも想定される。そのため、公益信託法第28条において、「公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において」、受託者に対し、「その公益信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況に関し必要な報告」を求めることができることとしている。

立入検査と比べると、報告徴収においては、受託者として一定の時間をかけて実態把握や検討を行い、必要に応じ信託管理人や公益信託規則第1条第13号の合議制機関の同意等を得た公益信託としての回答(報告徴収の名宛人は受託者であるが、報告徴収の際に明示的に信託管理人等の同意等を求めることも想定される。)を得られるところに特長があると考えられる。

- 「公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度」や「その公益信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況に関し必要な報告」の範囲は、個別の事案に応じ、第6章第1節第1(1)で述べた監督の目的や上述の報告徴収の趣旨に照らして判断する。
- 例えば、公益信託制度の適正な運営及び制度への信頼を脅かす状況には至っておらず、監督処分等の検討の必要性が視野に入っていない段階(監督処分等を行うか否かの判断に当たっては第6章第5節第2参照)では、「公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限

度」には当たらないことが多いと考えられる。

- また、報告徴収に対する報告をしない場合や虚偽の報告をした場合には罰則を科すことにより、その実効性を担保することとしており、行政庁がその権限を行使するには、それにふさわしい必要性や相当性が求められる。一般には、事実上の行為としての確認で目的を達成できると考えられる場合は必要性や相当性は認められない。
- 「必要な報告」の範囲について、その後の監督処分等の検討に必要な事項を聴取することとし、単に適正な公益信託事務を確保する上での懸念点にとどまるような事項の確認は「必要な報告」には含まれないことが多いと考えられる。
- 受託者の公益信託事務以外の業務(公益事務と一体的に実施されるものを除く。)については、原則として、報告を求める対象とはならないが、受託者における法令違反、重要な財産の毀損その他の重大な事案について、受託者の経理的基礎又は技術的能力その他の公益信託基準の適合性を確認するために必要最小限の報告は求め得るものとする。
- また、受託者において、公益信託事務以外の業務と公益事務を一体的に実施している場合には、公益信託事務の処理と無関係であることが明確である場合を除き、一体的に実施されている業務全体の処理の状況(資産及び債務の状況を含む。)や費用の負担割合・負担方法について報告を求め得るものとする。

第2 報告徴収の実施方針

- 前述のとおり、報告徴収は、その後の監督処分等を検討するために行う。報告徴収を行う場面として、例えば、以下のような場合が考えられる。
 - 1 定期提出書類の確認の結果、申請書の記載に基づかない事務の実施や公益信託認可の基準不適合等の可能性があると考えられる場合(受託者に対する事実上の行為としての事実確認のみでは、十分な事実確認ができない場合)
 - 2 点検調査の結果、申請書の記載に基づかない事務や公益信託認可基準不適合等の可能性がある事象が発覚し、受託者等に対して更なる確認を行う必要がある場合
 - 3 公益信託法等に基づく各種手続(変更認可申請等)の懈怠がある場合
 - 4 報道や外部からの情報提供等により、申請書の記載に基づかない事務の実施や公益信託認可基準不適合等の可能性、コンプライアンス上の課題があると認められる場合
- 4の場合、必要な範囲で当該受託者や関係府省への照会等により事実上の行為としての事実確認を行った上で、報告徴収の実施の要否を判断する。なお、外部からの情報提供については、取扱いに十分注意する。

また、不祥事案について受託者から自主的に報告があった場合は、当該報告内容を精査の上、さらに報告を求めるべき事項があれば報告徴収を実施する。

- 報告を求める内容は、個別の案件に応じて適切に判断する。公益信託認可の基準等適合状況に関する事実関係のほか、公益信託認可の基準等に不適合となった原因、受託者等の責任、今後の改善方策等について報告を求めることが考えられる。
- 報告徴収を受けた受託者は、必要な調査等を行い、必要に応じて信託管理人等の同意を得た上で報告する。
- なお、報告を求める期限は、発出後1か月後を標準とするが、個別事案に応じて、緊急性、受託者における調査等に要する期間等を勘案した上で判断する。

第3 報告徴収結果の処理

- 受託者からの報告書を受けた後の対応としては、概ね以下が想定される。
 - ・ 公益信託認可の基準不適合等の事実が認められる場合は、受託者に対し、監督処分等を行う。ただし、受託者の行為に悪質性がない場合や報告において公益信託としての自律的な改善措置が明確に示されている場合等、監督処分等を行う必要がないと判断される場合(第6章第5節第2参照)には、当該報告内容を了とし、今後の監督において、改善状況を引き続き注視することとして差し支えない。
 - ・ 報告徴収事項に対する回答内容について事実確認等の必要がある場合は、受託者に対して事実上の行為としての照会を行い、その結果を踏まえ、必要な対応を検討する。
 - ・ 報告徴収事項に対し十分な回答がなされていない場合は、回答不十分な事項について、再度の報告徴収を求める。受託者が意図的に回答を拒否しているとみられる場合は、行政庁において罰則の適用(過料に係る裁判所への通知)を検討する。

第4節 立入検査の実施指針(公益信託法第28条)

第1 立入検査の趣旨

- 行政庁及び公益認定等委員会(各都道府県設置の合議制機関)は、公益信託法第28条において、「公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において」「その職員に、当該受託者の住所若しくは事務所に立ち入り、その公益信託事務及び信託財産に属する財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる」とされており、基本的には、報告徴収(第6章第3節参照)と同様の趣旨である。
- 報告徴収と同様、立入検査も監督措置の一環と位置付けられており、勧告、命令、公益認可取消しという監督処分等のための事実確認の手段である。ただし、報告徴収と異なり、職員が実地に確認することで受託者とコミュニケーションをとりつつ詳細な事実関係を確認することができる一方、受託者による調査を必要とするような事項の確認はできないこと、受託者が法人である場合に担当者の見解が必ずしも受託者としての意思決定を得たものではないこと等に留意する。

- 立入検査における検査や質問の対象についても、報告徴収の対象と同じであり、受託者の公益信託事務以外の状況については、原則として対象外であることに留意する。
- 立入検査には、具体的な監督処分等の必要性の判断を念頭に置いて行う立入検査と、受託者による公益信託事務の実施状況等に問題がないか実地に確認することを目的とする立入検査が存在する。後者は、具体的な監督処分等の必要性の判断を念頭に置いて行うものではないものの、立入検査で問題が発見されれば監督処分等を行うものであるため、「公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度」に含まれる。
- 内閣府では、内部的に、具体的な監督処分等の必要性の判断を念頭に置いて随時に行う立入検査を「重点検査」、実態把握のために定期的に行う立入検査を「点検調査」と区別して扱うこととしており、本ガイドラインにおいても重点検査と点検調査は区別して取り扱うが、両者の性質を併せ持つ立入検査も想定され、実際に行われた立入検査がどちらに該当するか整然と区別することが困難な場合もありうる。

第2 重点検査

1 重点検査の実施方針

- 報告徴収と同様に具体的な監督処分等の必要性を検討することを想定している場合や、具体的な監督処分等の必要性の検討を想定しないまでも公益信託事務の内容の確認を要すると考えられる場合、公益事務の実施状況等を確認するために機動的・集中的に行う。
- 重点検査を行うに当たっては、直近の信託概況報告等を確認した上で検査に臨むこととする。
- 重点検査においては、事実を的確に把握し、受託者に対して客観的に問題点を示した上で、受託者の主張を十分に聴取し、受託者の理解や認識を確認することを基本とする。

2 重点検査結果の処理

- 重点検査の結果、公益信託認可の基準不適合等が認められた場合又はその疑いがあると認められた場合は、必要に応じて報告徴収により更なる事実確認を行った上で、監督処分等を実施する。

第3 点検調査

1 点検調査の実施方針

- 点検調査の在り方については、今後、認可される公益信託の受託者、公益事務の状況等を踏まえて検討し、見直していくことを前提とするが、当面、公益信託制度の円滑な施行・定着を図る観点から、すべての公益信託を対象に、認可後、1～2年を目途に、遵守すべき事項についての注意喚起及び制度理解の醸成に努めることを目的として実施する。また、2回目以降の

点検調査の在り方については、制度発足後の公益信託認可の状況及び1回目の立入検査の結果等を踏まえて検討する。

この場合において、一の受託者が二以上の公益信託の受託者である場合には、必要に応じて行政庁間で連携を図り、合理的理由がある場合を除き、概ね3年に一度を超える頻度で同一の受託者に立入検査を行わないようにするものとする。

- 点検調査においては、公益信託の実態に応じた助言や注意喚起を行う。例えば、
 - (1) 新規に公益信託認可を受けて受託者となった者等、公益信託制度に習熟しておらず、今後の公益信託事務の処理に不安を抱いていると考えられる者に対しては、公益信託認可の後の手続や公益信託事務の処理について相談に応じ、疑問点を解消するとともに、制度理解不十分に起因する公益信託事務の処理や財産管理の不備、提出書類の漏れ等の防止を図る観点から、公益信託制度に係る助言等を行う
 - (2) 定期提出書類において、記載誤りや記載漏れなどが多く事務処理能力が十分でないと考えられる受託者等に対しては、公益信託のガバナンスの下で改善が図られるよう助言等を行う
 - (3) 定期提出書類の内容が不十分な公益信託やHP等による情報開示が殆ど行われていない公益信託については、情報開示の必要性に係る助言等を行う
- ということが考えられる。

2 点検調査結果の処理

- 点検調査の結果、法令違反等の重大な問題点が発覚した場合は、必要に応じて、重点検査や報告徴収の実施を検討するなど、臨機応変に対応する。

第4 立入検査の手続きについて

- 立入検査を行うに当たっては、公益信託の規模、立入検査を行う目的、緊急性、検査内容、検査に当たる職員の数などを考慮して、必要な検査時間や通知方法(立入検査実施通知書又はメール等)を決定し、原則、受託者へ事前に通知する。
- 立入検査を行うに当たっては、原則として、受託者からあらかじめ「自己チェックシート」及び「備置き書類一覧」の提出を受けるなどして、計画的、効率的に行うこととする。

第5節 監督処分等の適用方針(公益信託法第29条・第30条)

第1 監督処分等の趣旨

- 公益信託の監督は、「公益の増進及び活力ある社会の実現」を最終的な目的として、公益信託制度の適正な運営及び制度への信頼確保を図る観点から行うものであり、公益信託事務の

適正な処理を担保する手段として、公益信託法は監督処分等を規定している。

- 税制優遇等の社会的サポートを受けつつ、不特定多数の者のために公益事務を行う公益信託については、継続的に公益信託認可基準に適合していることが要請される。そのため、公益信託認可基準に適合しない実態等が判明し、かつ、公益信託の自浄作用が期待できず、当該問題を放置することが公益信託制度の信頼に影響を及ぼすと考えられる場合等は、公益信託認可基準不適合等の状況を是正するための強制力のある監督手段が必要となる。
- 一方で、公益信託の自律的ガバナンスを尊重する観点からは、初動の対応として行政庁がいきなり強制力を伴う命令を発することは望ましくないという考えから、公益信託法は、まずは受託者等が自ら改善措置を講ずることを促すよう、行政庁による勧告を行うこととしている。公益信託の受託者が勧告に正当な理由がなく従わない場合、行政庁は、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。受託者がこの命令に従わないことは、公益信託認可の必要的取消事由となる。
- なお、公益信託事務を処理する権限は受託者にある（信託法第26条）ことから、監督処分等の名宛人は受託者とされているが、委託者、信託管理人等の関係者は、受託者に必要な措置を執るようその権限を行使することが求められる。

問題の原因がもつばら受託者や信託管理人の適格性にあり、受託者等が交代することにより当該公益信託の運営が改善される余地がある場合、受託者等の解任権限（又は裁判所への解任申立権）の行使も必要な措置に含まれ得る。

第2 監督処分等の適用方針

- 公益信託法上、公益信託認可基準不適合は任意的取消事由とされており、少しでも公益信託認可基準に適合していない事実があれば、全て監督処分等の対象になるわけではない。公益信託の自律的なガバナンスを尊重する一方で、「事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェック」の観点からは、果断に監督処分等を行うことも必要であり、このバランスが重要になる。
- どのような場合に監督処分等の対象とするかは、個別事情を踏まえて判断する必要があるが、当該公益信託を放置することが公益信託制度への信頼を損ねる可能性が高いと判断される場合に監督処分等を行うことを基本とする。なお、公益信託の自浄作用が期待できず、かつ、当該公益信託を放置することが公益信託制度への信頼を損ねることが明白である場合には、報告徴収や立入検査を行わずに監督処分等を行うこともあり得る。
- なお、公益信託は、委託者の意思、即ち公益信託の本旨に沿って受託者が信託財産を活用する制度であるところ、委託者の真意に沿わない形で公益信託が設定されることはあってはならない。受託者は、委託者の真意を十分に確認した上で公益信託の認可申請をすることが求めら

れるが、受託者が、委託者に対して申請に係る公益信託の内容(制度の趣旨を含む。)を適切に説明せず、又は公益信託法第18条に違反するような勧誘を行うことにより、公益信託の設定が行われたことが判明したときは、「偽りその他不正の手段により公益信託認可」(公益信託法第45条参照)等が行われたものとして、又は、受託者にはコンプライアンスを確保して公益信託事務を適正に処理する能力(技術的能力)を欠くものとして、厳格に監督処分等を行うものとする。

(参考1)「公益信託制度への信頼を損ねる可能性が高いと判断される場合」の例

一般に、公益信託認可基準不適合、財務規律違反、定期提出書類の提出懈怠(必要な事項の未記載や重大・明白な誤りを含む。)等は、「当該公益信託を放置することが公益信託制度への信頼を損ねる可能性が高いと判断される場合」に該当する。よって、やむを得ない事情があったと認められる場合を除き、見直し等の必要な措置を取るべき旨の勧告を行うことを原則とする。

一方、重要ではない事項の記載漏れ、軽微な誤りや誤解による誤りについて直ちに監督処分等を講ずる必要はなく、事実上の行為として改善事項等を指摘する。

また、法令違反(公益信託法第30条第2項第4号。個人情報保護法、消防関係法令等の違反)については、一義的には、これらは公益信託法に基づく監督ではなく、受託者等のガバナンスの下で法令遵守が図られるべきものであり、公益信託認可基準である技術的能力の欠如が疑われるような重大な場合を除き、法令違反があったからと言って直ちに公益信託法に基づく監督処分等を検討することはしない。必要に応じ、事実上の行為として改善事項等を指摘し、公益信託のガバナンスの下での改善を促すことを基本とする。

○ 上記を基本的な考え方とした上で、行政庁において、下記に掲げる点も考慮し、監督処分等を行うかどうかを判断する。

- ・ 公益信託認可基準不適合等の態様・程度(公益信託制度への信頼に対する影響はどの程度か、どの程度の関係者に不利益を及ぼしているか。)
- ・ 故意性の有無(当該違法・不当行為が故意・過失によるものか。)
- ・ 常習性の有無(当該違法・不当行為が反復継続して行われたものか、一回限りのものであったのか、期間はどの程度であったか。)
- ・ 組織性の有無(当該違法・不当行為が担当者個人の判断で行われたものか、あるいは役員等が関わっていたものか。)
- ・ 悪質性の有無(受託者として問題を認識した後に隠ぺいを図るなど悪質な行為が認められたか、合理的な理由なく是正改善に向けた姿勢がとられないなどの対応がないか、虚偽報告や

虚偽答弁などの事実が認められるか。)

- ・ 自律的な改善の姿勢の有無(自律的・自発的な改善を図っているか。)
- ・ 受託者の処理管理体制等の適切性の有無(受託者等の法令及び制度等の認識の欠如、ガバナンス不全等が根本的な要因となっていないか。)

- なお、行政庁は、不利益処分の基準を設定し、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない点にも留意する(行政手続法第12条第1項)。
- また、監督処分等を進める中で、法人のガバナンス改善の兆しが見られ、自発的な改善に取り組む姿勢が見られた場合は、法人による自発的な改善を待つこともあり得る。

(参考2)定期提出書類の提出懈怠に係る内閣府の対応

定期提出書類の提出懈怠は明確な法令違反であり、公益信託受託者のガバナンスが疑われる事案であることから、1によっても提出がなかった場合、速やかに2以降に進めることとしている。

1 提出期限後2週間提出がない場合

(ア)公文書による督促、(イ)報告徴収、(ウ)立入検査のいずれかを実施する。

2 上記1後、1か月間程度提出がない場合

勧告を実施の上、公表する。

3 提出期限後、2か月間程度提出がない場合

罰則の適用に係る手続(裁判所への過料事件の通知等)を行う。

4 勧告後、実施期限内に提出がない場合

命令を行い、公示する。

5 命令後、1か月間程度提出がない場合

公益信託認可の取消しを行う。

- 公益信託に関して不利益処分(行政処分)を行う場合(公益信託法に基づく命令と公益信託認可取消しを行う場合)、行政手続法に基づく意見陳述のための手続を執るとともに、理由を示さなければならない(行政手続法第13条第1項、第14条第1項)。詳細は、公益認定等ガイドライン第6章を参照する。